

普天間基地所属航空機の嘉手納基地への一時移駐 及び基地機能強化に断固反対する意見書

米海兵隊普天間基地の滑走路の改修工事を理由に、同基地所属の空中給油機 KC - 130 (13機)などの固定翼機計17機を2月21日から嘉手納基地に一時的に移駐させることが2月10日午前に発表された。工事は3月上旬から開始され、2か月程度の工期終了後はこれら航空機を元に戻すということである。

普天間基地では昨年8月、大型輸送ヘリコプターが隣接する沖縄国際大学構内に墜落炎上するという事件があったばかりであり、もはや同基地の危険性は誰の目にも明らかとなった。一日も早い基地の閉鎖と返還が求められているところである。

今回の一時移駐は、この県民の要求には一切応えず、普天間基地の継続使用のための改修工事を進めるものであり許容できるものではない。また、米軍は否定するが、返還が求められている普天間基地を嘉手納基地へ統合し、その機能強化を謀る動きとして断固反対するものである。

この発表の直後、同日午後3時頃、移駐予定機の KC - 130 一機が空中給油用ホースを約20メートル露出した状態で嘉手納飛行場に緊急着陸する事件が起こった。

米軍は「危険はなかった」などと言っているが、給油ホースをぶら下げたままの異常飛行について「危険がなかった」などということ自体が住民の生命を軽視する占領軍意識の表れであり断固抗議するものである。

嘉手納飛行場では昨年だけでもさまざまな事件・事故が相次いで起こった。このような中で起こった今回の事故で、住民の不安と恐怖は高まるばかりである。

よって北谷町議会は住民の生命・財産・人権を守る立場から、普天間基地所属航空機の嘉手納基地への一時移駐の中止を求め、住民の平穏な生活を脅かす基地機能強化のいかなる動きにも断固反対し抗議し、次の事項を速やかに実施するよう強く要請する。

記

- 1 普天間基地所属航空機の嘉手納基地への一時移駐を中止すること。
- 2 嘉手納基地のこれ以上の機能強化をしないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2005年2月15日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 防衛庁長官 防衛施設庁長官
内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策） 那覇防衛施設局長
外務省特命全権大使（沖縄担当）